

少年法の改正法案に反対する会長声明

少年法の一部を改正する法案が、本年3月7日閣議決定され、国会に上程された。

同法案は、犯罪被害者に配慮したものとされているが、少年の健全な育成を図るという少年法の理念に反するおそれが高く、当会は、同法案に反対する。

少年審判の目的は、非行少年を処罰することではなく、その性格の矯正と環境を調整し、再び非行に走らないよう導くことにある。そのため、少年法は、審理は懇切を旨としてなごやかに行われなければならない、と定め、家庭状況や人間関係、生育歴、環境等に深く立入り、少年の健全育成に真に必要な対応を検討、審理するため少年審判を原則非公開としている。

ところが、同法案は、一定の重大犯罪における被害者や遺族が少年審判を傍聴することを認める。

被害者や遺族が同席していれば、精神的に未熟な少年が必要以上に緊張し、萎縮する結果、率直な発言や意見表明ができないまま審判を受けるおそれがあるといわざるを得ない。さらに、少年審判は事件発生から間もない時期に行われることから、少年も被害者や遺族も感情の動揺が抑えきれない状況にある。かような時期に審判廷の狭小な空間の中で、極度の緊張関係にある少年と被害者や遺族が同席することを考えれば、保安上の問題も懸念され、上記少年法の理念に基づく懇切、なごやかな審判の実践は困難である。

また、被害者や遺族の傍聴を許すことで、審判官が被害者や遺族の存在を意識せざるを得なくなり、その結果、審判が少年に対する責任追及の場に傾いていく懸念も払拭できない。

このようなことを考えると、被害者や遺族による傍聴は、少年審判の教育的、福祉的機能を損ない、少年の健全な育成という理念の実現を妨げるおそれが高いといわざるを得ない。

また、同法案は、被害者等が閲覧、謄写できる記録の範囲を少年の身上経歴等に関する部分まで拡大することを認めるが、これは、少年やその家族のプライバシーを過度に侵害し、少年の社会復帰と更生を阻害する恐れが高い。

真相を知りたい、との被害者や遺族の意見も尊重すべきであるが、被害者や遺族の権利保障のために今なすべきことは、各関係機関が被害者等に対し、平成12年改正少年法で導入された、被害者等による記録の閲覧・謄写、被害者等の意見聴取、審判の結果通知の各制度について、被害者等が十分に活用できる体制を整備、充実させ、被害者等に対する早期の経済的、精神的支援制度を拡充することであると考える。

以上のとおり当会は、今回の改正法案に反対する。

2008年（平成20年）4月30日

群馬弁護士会会長 神谷 保夫